

## 特定健診等における県医師会請求事務代行実施要領

### 1 請求事務代行の委託

- (1) 特定健診等における請求事務代行（健診データの電子化等）を県医師会に委託する場合は、「様式1 特定健診等に関する事務委託書」に記入・押印し、郡市医師会を経由して、県医師会へ提出する。
- (2) 県医師会は、健診データの電子化を山福株式会社へ委託する。

### 2 特定健診等データの提出

- (1) 健診機関は、質問票、受診券、受診結果等から別添「特定健診等結果・入力票記入要領」に従い、「特定健診等結果・入力票」を作成し、「様式 2-1 総括票（健診機関用）」とともに郡市医師会へ提出する。
- (2) 郡市医師会は、各健診機関から届いた「特定健診等結果・入力票」および「総括票（健診機関用）」をとりまとめ、「様式 2-2 総括票（郡市医師会用）」とともに提出期日（別紙）までに県医師会へ提出する。
- (3) 県医師会は、提出された「特定健診等結果・入力票」をもとに提出用データファイル（国が定める電子的な標準様式によるファイル）を作成し、毎月5日までに決済代行機関へ提出する。  
なお、健診機関から提出された「入力票」の内容について不明な点等があった場合には、県医師会が随時健診機関に確認を行う。

### 3 特定健診等の決済

- (1) 決済代行機関（国保連合会・支払基金）は、県医師会から提出された提出用データファイルに基づき、支払関係帳票<sup>※</sup>を送付し、支払額を通知する（請求月の翌月10日頃）。  
<sup>※</sup>支払関係帳票は、国保連合会、支払基金で様式は異なるが、内容については  
①支払総括票、②返戻過誤調整内訳書、③補正結果内訳書等である。
- (2) 決済代行機関は請求月の翌月21日（支払基金）、25日（国保連合会）に、特定健診等費用を届出口座に振り込む。

#### 4 特定健診受診結果について

- (1) 特定健診等の結果説明・通知は健診機関が行う。
- (2) 結果説明・通知は、「特定健診等結果・入力票」の結果通知用等を使用して、速やかに行う。

#### 5 県医師会請求代行委託料

- (1) 特定健診等 1件当たり 550円（税込）
- (2) 委託料の徴収については、翌月に健診機関の指定口座より県医師会が引き落としする。健診機関の指定口座については、事前に県医師会へ届出をする（「預金口座振替依頼書」の提出）。  
ただし、健診機関と県医師会との協議により、年度末に年間委託料を一括して支払うことができる。

#### 6 データのエラー、返戻・過誤返戻データについて

- (1) 決済代行機関（国保連合会・支払基金）は、県医師会から提出された提出用データファイルについて、データにエラー等があった場合は、県医師会または健診機関へ確認を行う。  
返戻・過誤返戻データについては、健診機関へ請求月の翌月10日頃に送付される支払関係帳票で通知される。

#### 7 特定健康診査等結果・入力票

特定健康診査等結果・入力票（3部複写）については、山福株式会社並びに一部の郡市医師会にて販売している。

440円／冊

事務連絡  
令和5年2月

各郡市医師会 御中

山口県医師会

令和5年度の県医師会請求事務代行「特定健診等結果・入力票」  
提出日について（お願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

特定健診等における県医師会請求事務代行の業務につきましては、ご協力  
いただき深謝申し上げます。

さて、令和5年度の入力票の毎月の提出期限を下記のとおりとさせていただきますので、お知らせいたします。

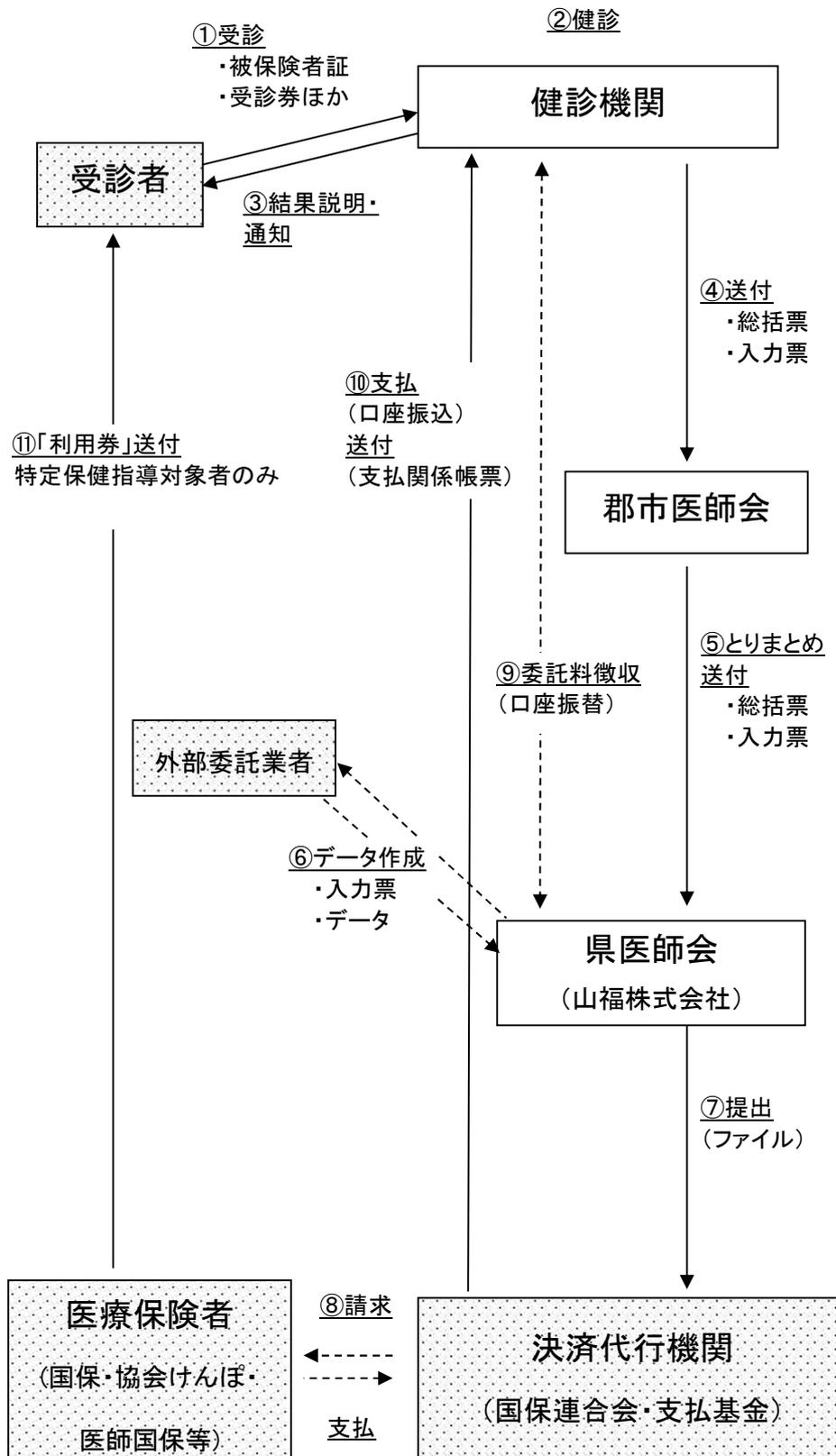
つきましては、下記の期限をご考慮いただき、医療機関から郡市医師会への提出期日等について、貴会健診実施機関へご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、提出期限後の追加提出につきましては、可能な限り対応いたしますが、期限を過ぎたものはなるべく次月へお願いいたします。

記

年月	県医師会 提出期限	年月	県医師会 提出期限
令和5年 4月	10日（月）	令和6年 1月	11日（木）
5月	11日（木）	2月	9日（金）
6月	9日（金）	3月	8日（金）
7月	10日（月）		
8月	9日（水）		
9月	11日（月）		
10月	11日（水）		
11月	10日（金）		
12月	8日（金）		

## 特定健診等における県医師会請求事務代行フロー



①受診者は、被保険者証・受診券等を持参し受診

②健診機関は、受診券・質問票に基づいて健診

③受診者へ健診結果を説明・通知する

④健診機関は、健診結果・質問票等により入力票を作成し、郡市医師会へ持参又は送付

⑤郡市医師会は、健診機関から届いた入力票をとりまとめ、県医師会へ提出する

⑥県医師会は、外部委託業者とともに代行入力を行い、国が定める電子的な標準様式によるファイルを作成

⑦県医師会は、作成されたファイルを CD に格納して決済代行機関へ提出  
(毎月 5 日まで)

⑧決済代行機関は、提出されたファイルに基づき、健診結果データを医療保険者へ送信し、健診費用を請求  
データにエラー等があった場合には健診機関に確認を行う

⑨県医師会は、請求事務代行委託料を健診機関から徴収する  
(口座振替; 毎月 18 日)

⑩決済代行機関は、健診費用を健診機関へ支払(毎月 21 日)

⑪医療保険者は、保健指導が必要な者へ利用券を送付